

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題といった課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回、第170回国会 総理大臣所信表明演説

第169回、第171回国会 総理大臣施政方針演説

第169回、第171回国会（平成21年1月5日、平成21年1月28日） 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

安心実現のための緊急総合対策（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活対策（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

生活防衛のための緊急対策（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

4. 平成20年度の事務運営の報告

㊦ 施策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

[平成20年度実施計画]

我が国は、ODA事業量を5年間で100億ドル積み増すなどの目標やミレニアム開発目標の達成に向けて積極的に取り組んでいくこととしていますが、その際には、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、中長期的な戦略性や、援助の質を向上させることが必要不可欠です。平成18年4月には、援助の基本戦略等の策定について、内閣の司令塔的機能を強化するため、総理大臣及び少数の閣僚メンバーから構成される「海外経済協力会議」が設置されました。また、援助の実施機関について、実施段階での戦略性や効率性を高めるべく、円借款・技術協力・無償資金協力を一元的に実施するため、平成20年10月に、国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合することとしています。

これらを踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進めることで、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

〔事務運営の報告〕

① 円借款、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的実施

円借款、技術協力、無償資金協力、OOF (Other Official Flow : ODA以外の政府資金)を含む経済協力の戦略的・効率的な実施を図るため、平成18年4月に総理大臣を議長とする「海外経済協力会議」が内閣に設置されました。

平成20年度は6回開催され、総理大臣、財務大臣等の出席の下、ODAの量及び質や東アジア、現下の世界情勢を踏まえた海外経済協力のあり方等について積極的な議論が行われました。

また、円借款・技術協力・無償資金協力の一元的な実施により、実施段階での戦略性・効率性を高めるため、平成20年10月に国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構が統合され、所要の政省令改正等を行いました。

② 国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。また、国際開発金融機関と、農業問題、気候変動、金融危機の途上国への影響を始めとする開発援助の諸問題についても積極的な意見交換を行いました。

＜平成20年度に実施された世界銀行、ADBとの政策対話の実績＞

イ 世界銀行との東アジア政策対話（平成20年5月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：東アジアにおける援助協調等

ロ 世界銀行とのアフリカ政策対話（平成20年10月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力機構

議題：アフリカにおける援助協調等

ハ ADBとの南東アジア政策対話（平成20年10月）

参加者：ADB、財務省、外務省、国際協力機構

議題：南東アジア地域における援助協調等

ニ 世界銀行との南アジア政策対話（平成20年11月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力機構

議題：南アジアにおける援助協調等

ホ ADBとの南アジア政策対話（平成21年3月）

参加者：ADB、財務省、外務省、国際協力機構

議題：南アジア地域における援助協調等

(参考) MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数 (単位:回)

| | 平成17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|--------|------|------|------|
| 開催回数 | 17 | 18 | 35 | 42 |

(出所) 国際局開発機関課調

(注1) 総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議(個別面会を除く)及び、開発問題研究会(18年度まではMDBs研究会)の回数。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員(幹部含む)等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員(課長以上含む)との間で意見交換・議論を行うもの。

(注3) 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

③ NGOや民間企業等との連携

平成20年度は、NGOと意見交換の場として定期的を開催しているNGO協議会を3回開催しました。

また、平成20年4月に官民連携促進策に基づき設置された「成長加速化のための官民パートナーシップ」が取り纏められ、平成20年度は官民政策対話に出席し、民間企業等のODAに対する意見や要望を積極的に収集し、検討しました。同11月には、民間企業による官民連携案件の提案の受付要領を外務省及び経済産業省と協議の上作成し、外務省のホームページで公表しました。

④ 国別援助計画の策定

ODAの戦略性、効率性、透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治、経済、社会情勢を踏まえ、開発計画や開発上の課題を把握した上で、向こう5年程度の援助の方向性等を定めた国別援助計画を策定しています。

平成20年度は、新規となるボリビア、キルギス、セネガル及びタジキスタンの国別援助計画の策定及びマレーシアの国別援助計画の見直しに向けた作業を行いました。その際、在外公館を中心とする現地ODAタスク・フォース(注)の積極的な関与を促しました。

(注) 現地ODAタスク・フォースは、日本大使館、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)の現地事務所を主要メンバーに、日本の援助政策の立案や実施体制、さらには、他ドナーなど関連機関との連携を強化する目的でつくり、平成15年3月以降、これまで78か国に設置されています(平成21年8月現在)。

また、インドネシア、ベトナム、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、チュニジア及びモロッコについては、援助についてのお互いの認識や理解を共有するため、国別ローリングプラン(注)を改定・共有し、被援助国側における援助の予測可能性の向上に役立てました。

(注) 「ローリングプラン」とは、援助における中期的な戦略性を高めるため、我が国・途上国双方の援助戦略や各セクターにおける改革課題を踏まえた、3～5年程度の援助プランです。

(参考) 国別援助計画の策定・見直し作業の状況(平成21年3月現在)

国別援助計画は、次の24か国について策定済み。今後36か国まで拡充する予定。

バングラデシュ、タイ、ベトナム、エジプト、ガーナ、タンザニア、フィリピン、ケニア、ペルー、中国、マレーシア、カンボジア、ザンビア、チュニジア、ニカラグア、スリランカ、インドネシア、モンゴル、パキスタン、インド、ウズベキスタン、カザフスタン、ラオス、エチオピア

⑤ ODA評価の充実

ODAをより効果的・効率的に活用し、質の高い援助を行うため、ODA評価を充実させることは重要です。財務省は、関係省・機関と連携しつつ、全ての円借款事業について、事業実施の妥当性や効率性、被援助国の債務持続性等の審査を通じて、その充実に貢献しています。

施 策 6-2-2 : 円借款、国際金融等業務、国際開発金融機関を通じた支援

[平成20年度実施計画]

財務省は、円借款や国際金融等業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

① 円借款・国際協力銀行業務(旧国際金融等業務)

円借款は、返済を前提とするため相手国の自助努力を促すことができる有用な援助形態です。また、無償資金協力や技術協力に比べて大規模な支援が可能であり、開発途上国の経済社会基盤整備において重要な役割を果たしています。我が国は、後発開発途上国支援における円借款の役割を強化するために譲許性の高い供与条件を導入するなど、円借款を通じた開発途上国支援に積極的に取り組んでいます。国際協力銀行の海外経済業務(円借款業務)は平成20年10月に独立行政法人国際協力機構に承継されますが、財務省は、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成について引き続き関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成20年度においては、引き続き、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)が横浜で開催されることを踏まえ、円借款によるアフリカ向け支援等を拡充していくこととしており、その着実な実施に取り組めます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

国際協力銀行の国際金融等業務については、平成20年10月に設立される株式会社日本政策金融公庫が承継することとしています。株式会社日本政策金融公庫法で定められているとおり、「官から民へ」の観点から、民業補完の徹底を図り、その業務を国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保、国際金融秩序の混乱への対処の観点から真に必要な業務に限定し、戦略性や効率性を高めるため、関係省庁間で密接に連携しながら業務を監督していきます。

② 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関(Multilateral Development Banks: MDBs)は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、現地の支援ニーズを的確に把握することのできるその広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、厳しい財政事情ではありますが、昨年末には貧困国に対して長期・無利子の融資及び贈与を行う国際開発協会(IDA)の増資に合意するなど、責任ある国際社会の一員として、MDBsの活動に積極的に貢献しています。

我が国は、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるよう努めます。また、MDBsは、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取り組み、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める努力を行っており、我が国としても、これらの取組を積極的に支援していくとともにMDBsを通じた支援について、広く一般に紹介していきます。

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

地球環境問題への取組として、我が国が拠出する地球環境ファシリティ (Global Environment Facility: GEF。生物多様性の保護、気候変動といった途上国における地球環境問題への対策に貢献する資金メカニズム) の業務運営に係る議論に引き続き積極的に参加し、地球環境ファシリティの活動に貢献していきます。

また、気候変動問題にかかる途上国支援について、福田総理は、平成20年1月26日のダボス会議において、我が国独自の途上国支援に加えて、「米国、英国とともに多国間の新たな基金を創設することを目指し、他のドナーにも参加を呼びかける」旨表明しました。今後、両国とともに基金の創設について検討を進めるとともに、我が国の具体的な貢献について検討していきます。

[事務運営の報告]

① 円借款、国際協力銀行業務 (旧国際金融等業務)

平成20年10月、それまで旧国際協力銀行において一体的に実施してきた円借款業務と国際金融等業務について、円借款業務は独立行政法人国際協力機構 (JICA) に、国際金融等業務は日本政策金融公庫の国際協力銀行 (JBIC) に、それぞれ継承されました。

イ 円借款業務

アジア地域を中心としつつ、TICADIVなどのイニシアティブも踏まえ、平成20年度は、8,443億円の円借款供与を決定しました。

(a) アジア地域

平成20年度は、円借款供与総額の約8割をアジア地域に供与しました。主な供与国は、インド(2,360億円)、インドネシア(1,206億円)です。

このように、円借款については、「開かれた成長センター」であるアジア地域に対し重点的に円借款を供与していますが、本年1月のダボス会議においても、アジア自身の成長力強化と内需拡大に向け、1兆5,000億円以上のODA供与を行うことを表明しました (4月のロンドン・サミットにおいて、アジア向けODAを最大2兆円に拡充)。

(b) アフリカ開発支援

我が国は、平成20年5月に横浜で開催したTICADIVにおいて、アフリカの持続的な経済成長と開発への支援を強化するため、5年間で最大40億ドルの円借款供与を表明しました。平成20年度においては、タンザニア、ザンビア等の4か国・1機関に対して合計約681億円の円借款供与を決定しました。

(c) 気候変動対策

我が国が平成20年1月に発表した「クールアース推進構想」を受け、譲許性の高い気候変動対策円借款を創設し、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立について政策協議を経た国に対し、気候変動緩和効果に資する案件を中心に、5年間で5,000億円程度の円借款を供与することとしました。

平成20年度においては、気候変動対策円借款として、インドネシアに対し気候変

動対策プログラム・ローン（308億円）等を供与しました。

(d) イラク復興支援

イラク復興国際会議（平成15年10月開催）において、我が国はイラク政府に対し、総額15億ドルの無償資金の供与と円借款による最大35億ドルまでの支援を合わせた総額50億ドルの支援の実施を表明しています。これに基づき、平成20年度は、クルド地域上水道整備事業（343億円）、バグダッド下水施設改善事業（調査・設計等のための役務）（21億円）の2案件、総額約3億ドル（364億円）の円借款供与を決定しました。

(e) 不正腐敗の再発防止に向けた取組み

平成20年8月にベトナム向け円借款を巡り発生した贈収賄事件（P C I 事件）を受け、二度とこのような事件が起きないように、「日越ODA腐敗防止合同委員会」等を通じて不正腐敗の再発防止策をとりまとめ、平成21年2月に報告書として公表したほか、ベトナム以外の途上国に対してもこうした施策への理解を求めるなど、不正腐敗の再発防止に取り組みました。

(f) 国際開発金融機関と国際協力機構の協調融資

(i) 第五次開発政策借款（対インドネシア）等

世界銀行がインドネシアに対し供与した「第五次開発政策借款」について、我が国は93億円の円借款の協調融資を行いました。また、アジア開発銀行がフィリピンに対し供与した「第二次開発政策プログラム」について、我が国は93億円の円借款の協調融資を行いました。

(ii) E S D A イニシアティブ

我が国は、平成19年5月、アジア開発銀行と共同で実施する、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策（Enhanced Sustainable Development for Asia: E S D A）」を発表しました。その一環として、アジア開発銀行との連携により迅速な円借款による支援を行うための枠組み（Accelerated Co-Financing scheme with ADB: A C F A）を創設し、今後5年間で20億ドルの円借款を供与することとしました。

平成20年度においては、E S D A イニシアティブの下、454億円の円借款の供与を決定しました。

(iii) E P S A イニシアティブ

我が国は、平成17年6月、アフリカ開発銀行グループと共同で実施する、「アフリカにおける民間セクターの成長を促進するための包括的なイニシアティブ（Enhanced Private Sector Assistance for Africa: E P S A for Africa）」を発表し、アフリカ地域に対して、今後5年間で10億ドルを目途とする円借款を供

与することとしました。

平成20年度においては、E P S Aイニシアティブの下、アフリカ開発銀行の民間セクター支援融資（Ⅱ）（321億円）やカメルーンの道路交通促進事業（45億円）に円借款供与を決定しました。

○参考指標 6-2-7：円借款実施状況

円借款実績の推移

（単位：億円、件数）

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 金額 | 6,545 | 5,666 | 8,435 | 9,448 | 8,443 |
| 件数 | 47 | 48 | 79 | 59 | 52 |

（出所）国際局開発政策課調

（注）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

円借款実施状況（地域別）の推移

（金額単位：億円、シェア：％）

| | 平成16年度 | | 17年度 | | 18年度 | | 19年度 | | 20年度 | |
|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | シェア | 金額 | シェア | 金額 | シェア | 金額 | シェア | 金額 | シェア |
| アジア | 4,671 | 71.4 | 4,448 | 78.5 | 6,440 | 76.3 | 6,547 | 69.3 | 6,632 | 78.5 |
| (ASEAN) | (2,075) | (31.7) | (2,272) | (40.1) | (2,320) | (27.5) | (3,080) | (32.6) | (3,045) | (36.1) |
| 大洋州 | - | - | - | - | - | - | 46 | 0.5 | - | - |
| 中央アジア・コーカサス | 323 | 4.9 | 293 | 5.2 | - | - | - | - | 433 | 5.1 |
| 欧州 | 478 | 7.3 | - | - | - | - | 369 | 3.9 | 111 | 1.3 |
| 中近東 | 987 | 15.1 | - | - | 798 | 9.5 | 1,606 | 17.0 | 364 | 4.3 |
| アフリカ | 86 | 1.3 | 488 | 8.6 | 1,137 | 13.5 | 687 | 7.3 | 681 | 8.1 |
| 中南米 | - | - | 438 | 7.7 | 60 | 0.7 | 194 | 2.1 | 221 | 2.6 |
| 合計 | 6,545 | 100.0 | 5,666 | 100.0 | 8,435 | 100.0 | 9,448 | 100.0 | 8,443 | 100.0 |

（出所）国際局開発政策課調

（注1）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

（注2）アフリカには、北アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ）及びアフリカ開発銀行向けを含む。

□ 国際協力銀行業務（旧国際金融等業務）

国際協力銀行（J B I C）は、民業補完の徹底を図りつつ、我が国にとって重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、及び国際金融秩序の混乱への対処のための業務を行っており、平成20年度は、対前年度比59.2%の増加となる2兆6,940億円の出融資及び保証を行いました（参考指標 6-2-6参照）。

平成20年度は国際金融機関と連携して様々な新しい取組みを立ち上げました。平成21年1月には中小途上国銀行の資本増強支援のため、世銀の対民間部門である国際金融公社（I F C）と共同で途上国銀行資本増強ファンドを設立し、2月には世界的な金融危機による信用収縮が貿易金融の円滑な供給に与える影響を緩和することを目的

として、JBICを活用した貿易金融イニシアティブを発表しました。更に3月には金融危機による当面の景気の落ち込みに対して、景気対策として、その「前倒し及び迅速な実施」に資するものであり、かつ環境改善等の長期的なインフラ課題にも対応できる環境投資が途上国において積極的に進められていくことが重要との観点から、途上国における環境投資を支援するため、環境投資支援イニシアティブを発表しました。

また、国際金融秩序の混乱に対処するため、諸般の資金ニーズに積極的に対応しました。平成20年12月には、我が国企業の海外事業を支援するための緊急措置として、所要の政令改正及び告示により、JBICが国内大企業を通じた途上国における事業向け融資及び先進国における事業向け融資・保証を行うことを可能としました。また、臨時異例の措置として、JBICの長期の外貨資金調達の不足分について、外為特会から外貨資金を貸し付け、JBICの資金繰りを支援することとしました。海外事業支援緊急業務の平成20年度末時点実績は、開発途上国向けで1,210億円、先進国向けで4,558億円となっています。

また、二国間では平成21年2月に、インドネシアに対する金融協力として、インドネシアが日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行なえるようJBICが最大15億ドル相当円の保証を付与する形で支援を行うことを発表しました。

平成20年度の出融資および保証の承諾額合計は2兆6,940億円で、対前年度比で1兆19億円（59.2%）増加しています。

出融資承諾額は2兆1,709億円で、対前年度比で1兆131億円（87.5%）増加しています。地域別にみると、大洋州、ヨーロッパ、北米地域及び中南米向け出融資承諾額が前年度比でそれぞれ2,550億円、5,938億円、2,108億円、2,395億円と極めて大きく増加しています。これは、金融危機対応として、国際協力銀行がヨーロッパ及び北米等における我が国企業の海外業務を積極的に支援したことが主な要因です。また大洋州及び中南米では、我が国の資源確保のための融資が増加しています。

保証承諾額は5,230億円で、前年度比で113億円（2.1%）減少しています。地域別では北米向けが全体の41.2%を占めています。

○参考指標 6-2-6：国際協力銀行による出融資等実施状況（国際金融等業務）

出融資および保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円、件数)

| | 平成16年度 | | 17年度 | | 18年度 | | 19年度 | | 20年度 | |
|----------|--------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 融 資 | 194 | 9,020 | 160 | 10,678 | 145 | 10,490 | 104 | 11,578 | 183 | 20,853 |
| 輸出金融 | 40 | 1,148 | 29 | 731 | 34 | 757 | 24 | 378 | 24 | 277 |
| 輸入金融 | 10 | 585 | 10 | 607 | 8 | 82 | 5 | 2,557 | 2 | 155 |
| 投資金融 | 141 | 7,168 | 117 | 8,744 | 94 | 8,896 | 67 | 7,325 | 149 | 18,166 |
| 事業開発等金融等 | 3 | 119 | 4 | 596 | 9 | 755 | 8 | 1,317 | 8 | 2,255 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 保証 | 23 | 2,160 | 38 | 2,736 | 43 | 6,038 | 30 | 5,343 | 30 | 5,230 |
| 出資 | 3 | 22 | - | - | - | - | - | - | 5 | 857 |
| 合計 | 220 | 11,203 | 198 | 13,414 | 188 | 16,528 | 134 | 16,921 | 401 | 26,940 |

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2008」(平成20年度は、国際局開発政策課調)

(注1) 上記はL/Aベース、金額の単位は億円。

(注2) 平成17年4月より「アンタイトローン」は「事業開発等金融」に呼称が変更されている。

地域別出融資承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| アジア | 2,565 | 3,017 | 3,314 | 4,742 | 3,412 |
| (東南アジア) | (1,289) | (1,336) | (2,582) | (3,099) | (2,693) |
| 大洋州 | 765 | 160 | 63 | 11 | 2,561 |
| ヨーロッパ | 880 | 1,021 | 230 | 78 | 6,016 |
| 中東 | 3,060 | 4,646 | 2,502 | 5,538 | 2,101 |
| アフリカ | 12 | 193 | 55 | 859 | 965 |
| 北米 | 216 | 171 | 257 | 50 | 2,158 |
| 中南米 | 1,521 | 1,409 | 4,068 | 300 | 2,695 |
| 国際機関等 | 1 | 63 | - | - | - |
| その他 | 22 | - | - | - | 1,802 |
| 合計 | 9,043 | 10,678 | 10,490 | 11,578 | 21,709 |

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2008」等(平成20年度は、国際局開発政策課調)

地域別保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------|--------|-------|-------|---------|-------|
| アジア | 234 | 335 | 548 | 2,248 | 849 |
| (東南アジア) | (114) | (189) | (468) | (1,527) | (758) |
| 大洋州 | - | - | - | - | - |
| ヨーロッパ | - | - | 194 | 203 | 47 |
| 中東 | 36 | - | 70 | 314 | - |
| アフリカ | - | - | - | 412 | 170 |
| 北米 | 1,327 | 1,468 | 1,796 | 1,097 | 2,156 |
| 中南米 | 563 | 891 | 3,431 | 1,069 | 2,008 |
| 国際機関等 | - | 42 | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 2,160 | 2,736 | 6,038 | 5,343 | 5,230 |

(出所) 国際協力銀行「年次報告書2008」等(平成20年度は、国際局開発政策課調)

事業開発等金融の新規供与案件

(単位：百万円)

| 国名 | 借入人 | 案件概要 | 承諾額 |
|----------|----------------|-------------------------|---------|
| 南アフリカ共和国 | 南アフリカ電力公社 | 送配電設備敷設プロジェクト | 4,500 |
| 南アフリカ共和国 | 南アフリカ運輸公社 | 港拡張プロジェクト | 21,000 |
| ブラジル | ブラジル国立経済社会開発銀行 | インフラ整備プロジェクト向けツーステップローン | 150百万ドル |

| | | | |
|-------|--|--|---------------|
| パナマ | パナマ運河庁 | 運河拡張プロジェクト | 400百万 ドル |
| 中国 | 中華人民共和国 | モノレール工事プロジェクト | 13,650 |
| フィリピン | フィリピン開発銀行 | フィリピン共和国内のクリーン開発メカニズムプロジェクト、現地日系企業及び日系企業とサプライチェーンを通じた商取引等の関係を有する現地企業等向けツーステップローン | 6,000 |
| ベトナム | VIETRACIMEX LAO CAI ELECTRIC JOINT STOCK COMPANY | 流れ込み式水力発電所建設プロジェクト | 6,600 |
| その他 | IFC RECAPITALIZATION (SUBORDINATED DEBT) FUND, L. P. | 中小途上国の金融機関に対する資本増強プロジェクト | 1,350百 万ドル |

(出所) 国際局開発政策課調

② 国際開発金融機関を通じた支援

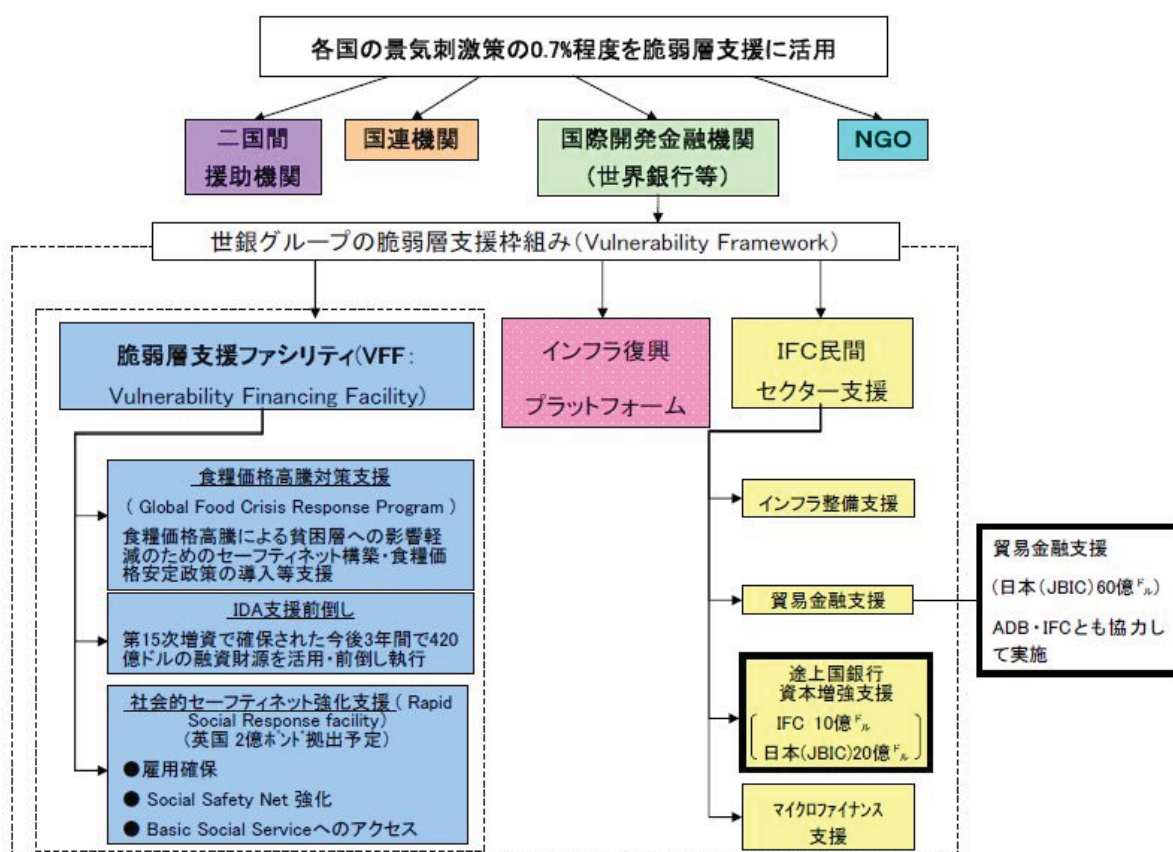
イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

我が国は、開発援助分野における豊富な経験、専門的知見、人材といった国際開発金融機関の長所を十分に認識し、主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念を国際開発金融機関の施策に適切に反映するよう努めています。

平成20年度は、アジア太平洋地域の所得水準が特に低い開発途上国に、長期・低利の貸付を行うためのアジア開発基金（ADF）に対し、主要出資国間で新たな増資を行うことを合意しました（1,760億円）。今回の増資による資金は、アジア開発基金が行う開発途上国向けのインフラ整備、保健、医療、教育といった社会サービスの提供といった途上国の持続的経済成長、貧困削減を促すプロジェクト実施に向けられます。また、5月に開催された第4回アフリカ開発会議において、我が国は世界銀行を初めとするMDBsと連携し、世界銀行を活用しつつ我が国の知見を反映させる形で、農業・教育・保健等多くの分野でアフリカに対する支援を進めていくことで合意しました。

さらには、世界的な金融危機の影響を受けた途上国への支援にも迅速に取り組みました。例えば、世銀グループと協力し、危機対応として考え得るあらゆる施策を講じるべく、世銀グループ脆弱層支援枠組みの創設に尽力しました。その中で、国際協力銀行（JBIC）と国際金融公社（IFC）との合意により創設された「途上国銀行資本増強ファンド」は、20年度中にパラグアイの銀行への支援が第一号案件として承認されました。また、他のMDBsにおいても、危機対応のための施策の実現のために積極的に関与し、特にアジア開発銀行（ADB）の資金基盤の強化については、あらゆる機会を活用して各国への働きかけを行い、早期合意のための環境整備に貢献しました。

(参考) 世銀における脆弱層支援のための施策



(出所) 国際局開発機関課調

○参考指標6-2-2：国際開発金融機関関連の国際会議

- 世銀・IMF 合同開発委員会 平成20年 4月13日 (ワシントンD. C.)
10月12日 (ワシントンD. C.)
- IMF・世銀総会 平成20年 10月13日 (ワシントンD. C.)
- アジア開発銀行総会 平成20年 5月5～6日 (マドリッド)
- 米州開発銀行総会 平成20年 4月7～8日 (マイアミ)
平成21年 3月29～30日 (メデジン(コロンビア))
- アフリカ開発銀行総会 平成20年 5月14～15日 (マプト(モザンビーク))
- 欧州復興開発銀行総会 平成20年 5月18～19日 (キエフ(ウクライナ))

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|----------------|---|
| 世銀・IMF 合同開発委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 世銀・IMF 合同開発委員会は、開発を巡る広範な問題について世銀・IMFの総務会に勧告することを目的として、昭和49年に設立された委員会です。 ・ 平成20年4月の会合(ワシントンD. C.)では、ミレニアム開発目標達成に向けた進捗状況を議論するとともに、国際的な援助構造、アフリカ支援についての議論が行われました。 ・ 平成20年10月の会合(ワシントンD. C.)では、世銀の長期戦略、 |

| 会議名 | 最近の開催状況 |
|------------|---|
| | 国別開発モデルのスケールアップ、クリーンエネルギー投資枠組みについての議論が行われました。 |
| アジア開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> アジア開発銀行は、アジア・太平洋地域の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成20年5月の総会（マドリッド）では、アジア開発銀行の新長期戦略や食糧価格の高騰に関する問題など、アジアにおける貧困削減及び持続可能な開発を進めるためのアジア開発銀行の役割や域内諸国の経済情勢・課題等についての議論が行われました。 |
| 米州開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> 米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 年次総会では、中南米地域の経済情勢・課題について主に議論され、更に、平成20年4月の総会（マイアミ）では、米州開発銀行の投資戦略、民間セクター支援、気候変動等について、平成21年3月の総会（メデジン）では、米州開発銀行の増資等について、議論が行われました。 |
| アフリカ開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> アフリカ開発銀行は、アフリカ地域の持続的な経済・社会開発の推進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 平成20年5月の総会（マプト）では、アフリカ地域の経済情勢・課題について議論が行われたほか、民間セクター支援、食料価格の高騰や気候変動に対する取組等についての議論が行われました。 |
| 欧州復興開発銀行総会 | <ul style="list-style-type: none"> 欧州復興開発銀行は、民主化・自由化を進める中東欧諸国（中央アジア諸国を含む）の市場経済への移行の支援を目的として設立された国際開発金融機関です。 平成20年5月の総会（キエフ）では、欧州復興開発銀行の業務運営、欧州復興開発銀行の純益処分等についての議論が行われました。 |

○参考指標6-2-3：国際開発金融機関に対する主要国の出資

| | 世界銀行グループ | | | |
|-----------|--------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| | 国際復興開発銀行 (IBRD) | 国際開発協会 (IDA) | 国際金融公社 (IFC) | 多数国間投資保証機関 (MIGA) |
| 日 (順位) | 8.1% (第2位) | 19.4% (第2位) | 6.0% (第2位) | 5.1% (第2位) |
| 米 | 16.8 | 22.0 | 24.1 | 18.6 |
| 独 | 4.6 | 11.4 | 5.5 | 5.1 |
| 英 | 4.4 | 10.3 | 5.1 | 4.9 |
| 仏 | 4.4 | 7.4 | 5.1 | 4.9 |

| | アジア開発銀行 | |
|-----------|----------------|------------------|
| | 通常資本 (OCR) | アジア開発基金 (ADF) |
| 日 (順位) | 15.6% (第1位) | 16.9% (第1位) |
| 米 | 15.6 | 16.2 |
| 独 | 4.3 | 6.4 |
| 英 | 2.0 | 4.5 |
| 仏 | 2.3 | 4.7 |

| | 米州開発銀行グループ | | | |
|-----------|-----------------|---------------------|-----------------------|---------------------|
| | 米州開発銀行 | | | 米州投資公社 (I I C) |
| | 通常資本 (O C) | 特別業務基金 (F S O) | 多数国間投資資金 (M I F) | |
| 日 (順位) | 5.0% (第6位) | 6.1% (第2位) | 35.6% (第2位) | 3.4% (第6位) |
| 米 | 30.0 | 50.2 | 40.6 | 25.0 |
| 独 | 1.9 | 2.4 | — | 1.9 |
| 英 | 1.0 | 1.8 | 1.4 | — |
| 仏 | 1.9 | 2.3 | — | 3.1 |

| | アフリカ開発銀行グループ | |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| | アフリカ開発銀行 (A f D B) | アフリカ開発基金 (A f D F) |
| 日 (順位) | 5.5% (第3位) | 12.7% (第2位) |
| 米 | 6.4 | 12.7 |
| 独 | 4.1 | 9.8 |
| 英 | 1.7 | 5.8 |
| 仏 | 3.7 | 10.0 |

| | 欧州復興開発銀行 (E B R D) |
|-----------|-------------------------|
| 日 (順位) | 8.5% (第2位) |
| 米 | 10.0 |
| 独 | 8.5 |
| 英 | 8.5 |
| 仏 | 8.5 |

(出所) 各機関年次報告書 (平成21年4月現在における最新版)

□ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関の下に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の重点課題に対する多面的な取組を行いました。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省（現地大使館を含む）、国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

世界銀行の「開発政策・人材育成基金（PHRD）」及び「日本社会開発基金（JSDF）」、アジア開発銀行の「日本特別基金（JSF）」及び「貧困削減日本基金（JFPR）」のうち、PHRD及びJSFは、主に各機関が行う融資プロジェクトに付随する技術支援の供与を行います。JSDF及びJFPRは、低所得国や低中所得国を中心に無償支援を実施し、貧困層や社会的弱者に的を絞った社会支援、保健・人的サービス提供を伴う支援や地域レベルの基礎的な経済・社会サービスの実施に対する支援を行います。

○参考指標6-2-4：国際開発金融機関等に対する拠出金 (単位：億円)

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 技術支援等を目的とした拠出金 | | | | | |
| 国際開発金融機関拠出金 | 204.0 | 236.5 | 206.9 | 192.3 | 177.7 |
| 世界銀行グループ | 109.7 | 136.3 | 120.8 | 99.5 | 85.8 |
| アジア開発銀行 | 77.3 | 79.2 | 55.7 | 75.4 | 69.2 |
| 米州開発銀行 | 11.5 | 14.4 | 12.9 | 11.6 | 9.4 |
| アフリカ開発銀行 | 1.2 | 1.9 | 13.1 | 1.4 | 9.4 |
| 欧州復興開発銀行 | 4.3 | 4.7 | 4.4 | 4.4 | 3.9 |
| IMF拠出金 | 24.7 | 27.1 | 41.2 | 41.2 | 47.4 |
| 小計 | 228.7 | 263.6 | 248.1 | 233.4 | 225.1 |
| その他の特別な目的のための拠出金 | | | | | |
| 「HI PC信託基金拠出金」 | 42.4 | — | — | — | — |
| 世界エイズ・結核・マラリア対策基金」 | 18.0 | — | — | — | — |
| 小計 | 60.4 | — | — | — | — |
| 合計 | 289.1 | 263.6 | 248.1 | 233.4 | 225.1 |

(出所) 財務省国際局開発機関課調

<平成20年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

- (a) 世界銀行PHRD : チュニジア 気候変動対策支援
平成20年10月承認 (承認額：約100万ドル)
- (b) アジア開発銀行JSF : アフガニスタン 水資源管理
平成20年6月承認 (承認額：40万ドル)

また、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成し、財務省のホームページにおいても公表しています。 (<http://www.mof.go.jp/mdbs/09/index.html>)

ハ 地球環境ファシリティ (GEF) を通じた取組

地球環境への関心が高まる中、GEFを通じた地球環境の保全・改善への取組が進んでおり、我が国も資金拠出を行っています。平成20年度は、GEF評議会において、GEFの支援活動の効果・効率性をさらに高める観点から、プログラムベースの支援拡大に向けた取組み、地球環境上の優先度及びパフォーマンスに基づいた各国への資金割当に関する枠組みの改善等の議論に積極的に参加しました。

また、GEF第5次増資 (平成22年～平成26年) 交渉 (第一回会合を平成21年3月に開催) に主要ドナー国として、今後のGEFのあり方に関する議論に積極的に参加しました。

ニ 気候投資基金 (CIF) を通じた取組

日米英を中心に検討が進められてきた気候投資基金の設立が、2008年7月、世銀理事会で決定されました。同基金が途上国に対する効果的・効率的な支援を実施できるよう、その運営に積極的に参加しています。

施策 6-2-3 : 債務問題への取組

[平成20年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリ・クラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries: HIPC s）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗に向け取り組めます。また、これに加えて、平成17年6月にロンドンで開催されたサミット財務大臣会合において合意された、HIPC sが国際通貨基金（IMF）、国際開発協会（IDA）、アフリカ開発基金（AfDF）に対して抱える債務を100%免除するマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI）の着実な実施に関しても、財務省として各機関における議論に積極的に参加していきます。

中低所得国については、将来に渡る債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処していきます。

また、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みを考慮し、責任ある貸付を行うことや、民間債権者等からHIPC s向け債権を安価で買い取り、訴訟を通じて債権を回収しようとする動きに対しても適切に対処することが重要です。こうした点について、G7、世界銀行、IMF等で議論が進められているところであり、財務省としても積極的に議論に参加していきます。

[事務運営の報告]

① パリ・クラブ債務救済の実績

平成20年度においては、5件の合意が成立しました。

(参考) 平成20年度のパリ・クラブ合意

| 年月 | 国名 | パリクラブ合意内容 | 我が国の対応 |
|--------|---------|--|----------------------------|
| 20年 4月 | リベリア | 債権残高 約15億ドル 削減額 約2.5億ドル 繰延額 約7.9億ドル | 繰延 約158億円 (二国間合意文書締結済み) |
| 6月 | トーゴ | 債権残高 約9.7億ドル 削減額 約3.5億ドル 繰延額 約3.9億ドル | 我が国は債権なし |
| 10月 | ジブチ | 債権残高 約1億ドル 繰延額 約0.8億ドル | 我が国は債権なし |
| 12月 | コンゴ (共) | 債権残高 約34億ドル 削減額 約8億ドル 繰延額 約1.6億ドル | 我が国は債権なし |
| 21年 3月 | ブルンジ | 債権残高 約1.3億ドル全額削減 | 二国間合意文書締結準備中 |

② 拡大HIPCイニシアティブ

拡大HIPCイニシアティブは、HIPC sが貧困削減のためにIMFの経済構造改革プログラムの実施、「貧困削減戦略ペーパー」（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措

置として、完了時点（注）に到達したHIPCの債務を全額放棄しています。平成20年度は、新たに1か国（ブルンジ）が加わり、完了時点到達国は全体で24か国となりました。

なお、我が国は、これまで拡大HIPCイニシアティブ完了時点到達国に対して、公的二国間債権者の中で最大級の債務削減（累計約5,000億円）を実施しました。

（注）完了時点（Completion Point：CP）とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

③ 債務国の債務持続性分析の枠組み

平成20年6月のサミット財務大臣会合において、低所得国の対外債務持続可能性の確保に関して、新興ドナー国も低所得国の債務持続性のための責任を共有し、支援のための協働策を検討するために、様々な場における新興市場国との議論を支持した他、21年3月に世銀・IMFにおいて開催された理事会において、借り手の債務管理能力強化のための世銀・IMFの取組みを支持し、更なる取組を要請しました。

施策 6-2-4：知的支援

[平成20年度実施計画]

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組みを踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象に、日本の経済財政政策等についての研修・セミナーや開発途上国の財政・税制等の研究、アジアの地域金融協力促進のための調査・助言等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州連合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいくとともに、中でも、研修、専門家派遣等については不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する技術協力が質の高いものとなるよう努めます。

[事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成20年度は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的とする開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者を対象とした研修・セミナーや政策ミッションへの参画、専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に被援助国の要望や現状を把握するとともに、終了時には、参加者との協議の実施を通じて、今後の技術援助に関する要望等を聴取しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地への専門家派遣の機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成20年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先の要望や意見を集約し、かつ財政・経済分野の技術援助関係者間の円滑な調整を行うことにより、より効果的・効率的な支援となるよう取り組みました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった税関に課せられた使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。こうした観点から、平成20年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援の対象国と支援の分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援の対象国については、開発途上国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、東アジアの国々（ASEAN諸国及び中国）と平成20年5月に開催したTICAD IVを踏まえてアフリカ諸国を重点支援地域としました。

支援の分野については、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施する分野としました。特に、知的財産の保護に関し、WCOに対して途上国税関における知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援する資金を新たに拠出し、その資金を活用して行われる活動への積極的な専門家派遣等を通じ、税関当局間の連携強化等を図りました。

平成20年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務省国際局による知的支援】

| | 平成20年度の実施状況 |
|---------------|--|
| 対外債務管理ワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> 我が国の専門家及び国際機関の職員を講師として、既存の対外債務をどのように管理し、処理していくか、また新規債務をどのように計画、管理していくかとの観点から、具体的な分析手法をはじめとする実務的な知識を習得し、理解を深めさせることを目的としています。 対外債務に関する管理が重要となっている開発途上国の実務担当者を東京に招聘してワークショップを行いました。 |
| ラオス税務行政実務研修 | <ul style="list-style-type: none"> 市場経済移行国であるラオスにおいては、AFTA（ASEAN自由貿易地域）等の国際的な統合の動きに対応しつつ、安定的な成長を図るためには、財政基盤の強化を図ることが喫緊の課題となっています。 上記の状況に対応すべく、財政基盤の強化を目指すラオスにおいて、付加価値税など税制の企画・立案及び税務行政を中心に、税務職員の能力強化を目的とした現地研修を実施しました。 |

【財務総合政策研究所による知的支援】

| | 平成20年度の実施状況 |
|-------------------------|---|
| 財政経済長期セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、アジアを中心とした17か国の開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の経験等について講義を実施したほか、論文指導等を行いました。 |
| 中央アジア・コーカサス夏期セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生10名のほか、アゼルバイジャン、アルメニア、キルギス、グルジア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員6名を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政・税制等に関する講義を実施したほか、論文指導等を行いました。 |
| ウズベキスタン金融財政アカデミー支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招聘しました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。 |
| カンボジア経済財政省に対する税制・税務行政支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・カンボジア経済財政省租税総局の租税条約担当職員を対象に、租税条約案の検討等のためのセミナーを日本で実施しました。また、租税条約の交渉に必要な能力の向上を目的としたセミナーを現地（プノンペン）にて実施しました。 |
| ベトナム社会政策銀行に対する政策金融セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業への政策金融に対する知的支援プロジェクトの評価のため、現地（ハノイ）において意見交換を実施しました。また、職員の研修所の現状や今後の技術援助についての調査のため、現地（ハノイ）に専門家を派遣しました。 |
| マレーシア中小企業銀行に対する政策金融セミナー | <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア中小企業銀行との政策金融分野の技術協力プロジェクトとして、小企業向け融資審査手法に関するセミナーを現地（クアラルンプール）にて実施しました。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム財政省租税総局（ハノイ）において、移転価格税制に関するセミナーを開催しました。また、ベトナム財政省税制政策局（ハノイ）に専門家を派遣し、ベトナム税制の現状と課題に関する意見交換を実施しました。 |

【財務省関税局による知的支援】

| | 平成20年度の実施状況 |
|--------------------------------|---|
| 二国間援助経費に基づく受入研修 | ・東アジアの国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。また、アフリカ諸国を対象とした貿易円滑化セミナーを実施しました。 |
| JICA（独立行政法人国際協力機構）等と協力して行う受入研修 | ・JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び国別研修を実施しました。 |
| WCOフェロウシップ・プログラムによる受入研修 | ・WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 |
| 二国間援助経費による専門家派遣 | ・受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国を中心に、HS分類、関税評価、リスク管理及び情報収集・分析の分野を中心とした専門家派遣を実施しました。 |
| JICAプログラムによる専門家派遣 | ・リスク管理など税関改革・近代化を支援するため、カンボジア関税消費税局、マレーシア関税庁、フィリピン関税局及びケニア歳入庁などへ長期専門家を派遣しています。また、これら各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。 |
| WCO／日本関税技術協力プログラムによる専門家派遣 | ・WCOアジア・大洋州地域事務所等と協力して、関税評価、職員規律、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、我が国の専門家を派遣しました。 |
| APEC税関手続小委員会のプログラムによる専門家派遣 | ・通関所要時間調査及び関税評価に関する国別ワークショップなどを実施し、我が国の専門家を派遣しました。 |

○参考指標 6-2-8：研修・セミナー等の実施状況（国際局・財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

(単位：件、人)

| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|------|--------|------|------|------|------|
| コース数 | 国際局 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 |
| | 財務総研 | 7 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| | 関税局 | 38 | 36 | 29 | 21 | 27 |
| | 合計 | 48 | 45 | 38 | 28 | 34 |
| 受入人数 | 国際局 | 35 | 28 | 31 | 17 | 37 |
| | 財務総研 | 85 | 80 | 91 | 86 | 58 |
| | 関税局 | 313 | 367 | 279 | 217 | 262 |
| | 合計 | 433 | 475 | 401 | 320 | 357 |

(出所) 国際局地域協力課、財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際調査担当）調

〔専門家派遣の実績〕（国際局・財務総研分）（単位：件、人）

| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|------|--------|------|------|------|------|
| 案件数 | 国際局 | 4 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| | 財務総研 | 11 | 10 | 6 | 3 | 16 |
| | 合計 | 15 | 10 | 7 | 5 | 16 |
| 派遣人数 | 国際局 | 19 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| | 財務総研 | 49 | 37 | 25 | 15 | 48 |
| | 合計 | 68 | 37 | 27 | 17 | 48 |

（出所）国際局地域協力課、財務総合政策研究所調

〔専門家派遣及び地域セミナーの実績〕（関税局分）（単位：件）

| | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------|--------|------|------|------|------|
| 専門家派遣 | 114 | 100 | 88 | 76 | 66 |
| セミナー | 22 | 11 | 10 | 10 | 9 |

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注）税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標に係る予算額：平成20年度予算額：193,609百万円〔19年度予算額：185,101百万円〕

平成20年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費（平成20年9月までは国際協力銀行出資経費）、株式会社日本政策金融公庫出資経費、アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費の予算措置を行いました。

5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) ODAの効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議での議論を踏まえつつ、関係省庁との戦略的連携に努めるとともに、国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構を統合し、円借款、技術協力、無償資金協力の一体的活用、国際金融機関との援助協調の強化、NGO等との連携、国別援助計画の充実等に取り組みました。

(2) 円借款による二国間支援

債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組みました。平成20年度は、インド等のアジア地域を中心に引き続き円借款を供与するとともに、平成20年5月のTICADIVの開催（横浜）を踏まえ、アフリカ開発支援等を拡充・推進しました。また、「クールアース・パートナーシップ」に基づき、気候変動対策円借款を創設するなど、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しを行いました。

(3) 国際開発金融機関(MDBs)を通じた支援

我が国は、途上国の自主性（オーナーシップ）の下に作成された貧困削減戦略ペーパーに各ドナー国が協調することを重視しつつ、経済成長とそれに伴う貧困削減が実現される

よう努めました。また、アジア開発基金の増資交渉、第4回アフリカ開発会議、世界的な金融危機や食糧価格高騰への対応、及び、気候投資基金（C I F）の世界銀行への設置等を通じ、MDB sの活動に積極的に貢献するとともに、我が国の開発援助にMDB sの知見・人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させることにも努めました。

（4）平和の構築支援

イラクの復興支援は、引き続き現地の情勢を見極めつつ可能な限りの支援を着実に実施することに努めました。また、スリランカについては、スリランカ政府による民族問題の政治的解決努力を後押しするとの観点を踏まえて、適切な案件の発掘・実施に努めました。

（5）債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、パリクラブ合意に基づいた措置を行いました。

H I P C sについては、拡大H I P Cイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援しました。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなどの債務問題に適切に対処しました。

債務国の債務持続性分析や、途上国への責任ある貸付については、世界銀行、IMFやG 7等の枠組みでの議論に積極的に参加しました。

（6）知的支援

研修・セミナー、専門家派遣について、事前（要望調査のための現地担当者等へのヒアリングやアンケート）及び事後（受入研修や現地ミッション終了時の意見交換）の取組を実施することで、今後の研修・セミナーの更なる効果的・効率的な運営に努め、開発途上国の要望に則したものとなるよう見直しを行いました。特に、途上国の行政執行能力の向上を目的とした実務担当者レベル向け研修・セミナー等の実施においては、数次にわたる研修を一体としてプログラムを組み、研修内容を段階的に高度化させて実施することで、職員の実務能力の着実なステップアップを図ることに努めました。

更に、これまで行っている追跡調査の結果得られている人的ネットワークを活用すべく、財務省内の各部局間で情報の共有を進めました。また、これら途上国研修生との人的ネットワークを通じた意見交換などを継続して行うことにより、国際協力・交流のより一層の推進を図りました。

関税局では、開発途上国の税関職員に対する技術協力における効果を十分なものとするため、被支援国との対話の強化に努めました。具体的には、参加型の研修・セミナーについては、詳細ニーズの事前把握に努め、相手方の実情により即した支援を行うことにより、参加者の主体性を導出するよう取り組みました。東アジアの国を対象としたより戦略的かつ体系的な支援については、支援分野の重点化・絞込みを行うとともに、受入研修と専門家派遣の連動を促進し、効果的な支援に努めました。また、今後実施する技術協力がより

効果的かつ効率的なものになるよう、開発途上国の要望や現状、研修参加者の活用状況等を把握するために評価調査団を派遣する等技術協力事業の内容などについて、評価を実施しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成19年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成20年10月公表の最新値）は、全体として対前年比15.8%増の30,315百万ドルになりました。これは主に、前年に比べて「その他二国間証券投資等」、「直接投資」が増加したことにより民間資金の流れが増加したことによるものです。

ODAについては、平成18年にはナイジェリアに対する大規模な債務救済が行われましたが、平成19年は大規模な債務救済がなかったことに伴い「無償資金協力」が減少しました。また、例年1年に1回IDA（国際開発協会）に出資を行っていますが、出資のタイミングにより平成18年に2回計上され平成19年にはその計上がなかったため「国際機関に対する出資・拠出等」が減少しました。主に以上のような理由により、我が国の平成19年のODA実績は、対前年比31.0%減の7,679百万ドルとなりました。

○参考指標 6-2-1：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ

(百万ドル)

| | 平成15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ODA | 8,880 | 8,922 | 13,126 | 11,136 | 7,679 |
| ODA以外の政府資金(OOF) | -2,149 | -2,372 | -2,421 | 2,438 | 211 |
| 民間資金 | -731 | 4,392 | 12,278 | 12,290 | 21,979 |
| 非営利団体による贈与 | 335 | 425 | 255 | 315 | 446 |
| 総計 | 6,335 | 11,368 | 23,238 | 26,179 | 30,315 |

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。

(参考) 平成18年、19年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

| | | 平成18年 | 平成19年 | |
|-------------|------------|----------------|--------|-------|
| 経済協力総額 | ODA | 無償資金協力 | 5,047 | 3,414 |
| | | 技術協力 | 2,603 | 2,569 |
| | | 贈与 | | |
| | | 政府貸付等 | -389 | -205 |
| | | 国際機関に対する出資・拠出等 | 3,874 | 1,901 |
| | | ODA計 | 11,136 | 7,679 |
| | OOF | 輸出信用(1年超) | -1,305 | -772 |
| | | 直接投資金融等 | 4,038 | 543 |
| | | 国際機関に対する融資等 | -294 | 441 |
| | | OOF計 | 2,438 | 211 |
| | 民間資金 | 輸出信用(1年超) | 275 | 2,586 |
| 直接投資等 | | 14,144 | 18,037 | |
| その他二国間証券投資等 | | -1,201 | 3,251 | |
| 国際機関に対する融資等 | | -928 | -1,896 | |
| | 民間資金計 | 12,290 | 21,979 | |
| | 非営利団体による贈与 | 315 | 446 | |
| | 資金の流れ総計 | 26,179 | 30,315 | |

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向けを除く。

(2) 国際開発金融機関等の活動状況

○参考指標 6-2-5：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

| | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農業・漁業・林業 | 13.9 | 19.3 | 17.5 | 17.2 | 13.6 |
| 教育 | 16.8 | 19.5 | 19.9 | 20.2 | 19.3 |
| エネルギー・鉱業 | 9.7 | 18.2 | 30.3 | 17.8 | 41.8 |
| 金融 | 18.1 | 16.8 | 23.2 | 16.1 | 15.4 |
| 保健・その他の社会サービス | 30.0 | 22.2 | 21.3 | 27.5 | 16.1 |
| 産業・貿易 | 8.0 | 16.3 | 15.4 | 11.8 | 15.4 |
| 情報・通信 | 0.9 | 1.9 | 0.8 | 1.5 | 0.6 |
| 法務・司法・行政 | 49.8 | 55.7 | 58.6 | 54.7 | 53.0 |
| 運輸 | 37.8 | 31.4 | 32.1 | 49.4 | 48.3 |
| 上下水・治水 | 15.9 | 21.8 | 17.2 | 30.6 | 23.6 |
| 合計 | 200.8 | 223.1 | 236.4 | 247.0 | 247.0 |

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) セクター分類は、平成14年度の見直しに基づく。

(注3) 国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

| | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|--------------|-------|------|------|-------|-------|
| 農業・天然資源 | 2.0 | 3.1 | 8.1 | 1.5 | 4.4 |
| エネルギー | 7.6 | 10.7 | 13.7 | 14.0 | 24.6 |
| 金融 | 3.4 | 2.8 | 17.9 | 11.6 | 1.2 |
| 産業・貿易 | 1.5 | 0.3 | 0.1 | 1.0 | 1.7 |
| 教育 | 2.8 | 0.6 | 2.5 | 1.5 | 1.3 |
| 保健・栄養・社会保障 | 2.7 | 0.6 | — | 0.5 | 2.1 |
| 給水・衛生・廃棄物処理 | 0.3 | 6.2 | 6.4 | 4.1 | 4.0 |
| 運輸・通信 | 20.3 | 17.2 | 14.3 | 39.3 | 27.3 |
| 法律・経済管理・公共政策 | 5.8 | 7.8 | 2.2 | 11.8 | 19.5 |
| 多目的 | 6.5 | 8.6 | 8.8 | 15.9 | 18.8 |
| 合計 | 52.9 | 58.0 | 74.0 | 101.1 | 104.9 |

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注) アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(3) 国際機関における日本人職員数等

アジア開発銀行の黒田東彦総裁をはじめとして、世界銀行の欧州・中央アジア担当副総裁や多数国間投資保証機関（MIGA）の長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

国際機関における日本人職員数等

| | | 世界銀行 グループ | アジア 開発銀行 | 米州開発銀 行グループ | アフリカ 開発銀行 | 欧州復興 開発銀行 |
|------------------------|----------|--------------|-------------|----------------|--------------|--------------|
| 日本人職員数 | 平成19年12月 | 94 | 118 | 19 | 2 | 17 |
| | 平成20年12月 | 96 | 124 | 20 | 2 | 18 |
| 日本人幹部職員数 (平成20年12月) | | 8 | 5 | 5 | 0 | 2 |
| 日本人比率 | | 2.2% | 14.5% | 1.3% | 0.2% | 2.3% |

(出所) 各機関資料

(注1) 世界銀行グループについては、平成20年6月末現在の人数。

(注2) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-1 ODAの効率的・戦略的な活用

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-2 円借款、国際金融等業務、国際開発金融機関を通じた支援

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-3 債務問題への取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施 策 6-2-4 知的支援

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① ODAの効率的・戦略的な活用

海外経済協力会議における議論を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組みます。平成21年度はアジア諸国が今次危機の影響に迅速に対応し、成長力強化と内需拡大を進めていくための支援につき検討していきます。

② 円借款による二国間支援

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、円借款の案件形成に際しては、関係省庁と調整しつつ、国別援助計画の策定や相手国政府との協議に取り組んでいきます。平成21年度は、国際開発金融機関と連携し「緊急財政支援円借款」を通じてアジア経済の活性化を加速させるための支援を行う

と共に、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しを検討していきます。

③ 国際開発金融機関(MDBs)を通じた支援

我が国は、途上国の自主性（オーナーシップ）の下に作成された貧困削減戦略ペーパーに各ドナー国が協調することを重視しつつ、経済成長とそれに伴う貧困削減が実現されるよう努めていきます。

また、必要に応じMDBsの資金基盤を増強するとともに、世界的な危機が脆弱層に与える影響を緩和するためのMDBsの取り組みを支援し、その際には、的確に把握された支援ニーズ等、MDBsが有する長点を十分認識しつつ、主要出資国として、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていくと同時に、我が国の開発援助にMDBsの長所を活用し、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。

④ 平和の構築支援

イラクの復興支援は、引き続き現地の情勢を見極めつつ可能な限りの支援の着実な実施に努めます。また、スリランカについては、四半世紀以上に及ぶ内戦の終結を受け、スリランカ政府による平和構築努力を後押しすると観点を踏まえて、適切な案件の発掘・実施に努めます。

⑤ 債務削減への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、パリ・クラブ合意に基づいた措置を行います。

HIPCについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を積極的に支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性分析や、途上国への責任ある貸付については、世界銀行、IMFやG7等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

⑥ 知的支援

技術援助の実施に当たっては、開発途上国の要望を的確に把握するため、相手国の政策・実務担当者との直接の協議を重視するとともに、在外公館の財政経済担当者との情報交換を重視します。また、効果的な技術援助の実現のために、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して途上国税関における知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援する資

金を新たに拠出したところであり、今後ともWCOを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

(3) 平成22年度予算要求等への反映

平成20年度政策評結果を踏まえ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成22年度予算要求において、必要な経費の確保に努めることとします。